令和８年第11回富山県教育委員会議事日程

10月21日（水）午後１時30分
県庁４階大会議室

１　会議録の承認について
令和８年９月29日開催の令和８年第10回富山県教育委員会会議録の承認について

２　議決事項
議案第30号　令和８年度教育委員会の事務の点検及び評価結果報告書（令和７年度分）の件
教育企画課長から説明し、原案のとおり可決した。
議案第31号　令和９年度富山県立高等学校入学者募集要項制定の件
教育みらい室県立高校課長から説明し、原案のとおり可決した。
議案第32号　令和９年度富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者募集要項制定の件
教育みらい室特別支援教育課長から説明し、原案のとおり可決した。

３　報告事項
（1）　瑞泉寺の国重要文化財指定について
生涯学習・文化財課長から説明した。

４　今後の教育委員会等の日程について

５　議決事項
議案第33号　令和８年度教育功労者等表彰変更の件
教育企画課長から説明し、原案のとおり可決した。
※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条７項により、議案第33号は非公開となりました。

議案第30号

令和８年度教育委員会の事務の点検及び評価結果報告書（令和７年度分）の件

教育委員会の事務の点検及び評価結果報告書について、別添のとおりとし、県議会に提出するとともに、公表するものとする。

令和８年10月21日　提　　出

富山県教育委員会
教育長　廣島　伸一

議案第31号

令和９年度富山県立高等学校入学者募集要項制定の件

令和９年度富山県立高等学校入学者募集要項を、次のように定める。

令和８年10月21日　提出

富山県教育委員会

教 育 長　　廣　島　　伸　一

令和９年度富山県立高等学校入学者募集要項

第１　全日制の課程一般入学

１　募集定員

各高等学校の募集定員は、別表１の１の定員から推薦入学者選抜において合格内定の通知を受けた者及び全国募集による入学者選抜において合格が決定した者の数を除いた人員とする。

２　志願資格

次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者

⑴　中学校又はこれに準ずる学校を令和９年３月に卒業する見込みの者

⑵　中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者

⑶　中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

３　志願期間

令和９年２月24日(水)から同月26日(金)までの間、毎日午前９時から午後４時までとする。ただし、２月26日(金)は正午までとする。

なお、郵送により調査書等を提出する場合は書留速達とし、２月25日(木)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

４　志願の方法

⑴　志願は、１校１学科に限る。ただし、工業又は商業に関する学科を志願する者は、同一校のそれぞれの学科内に限り、第２順位まで志願することができる。

なお、第２順位を志願する場合は２つ以上にわたることができる。

⑵　富山高等学校、富山中部高等学校、高岡高等学校の普通科又は理数科学科・人文社会科学科を志願する者は、同一校の理数科学科・人文社会科学科又は普通科に限り、第２順位まで志願することができる。また、南砺福野高等学校普通科又は国際科を志願する者は、同校の国際科又は普通科に限り、第２順位まで志願することができる。

⑶　志願者は、富山県立高等学校入学者選抜インターネット出願システム（以

下「出願システム」という。）に出願に必要な情報（以下「出願情報」という。）を入力する。志願者は、 2,200円の入学考査手数料を納付する。

出身の中学校又はこれに準ずる学校の校長（以下「中学校長等」という。）は、出願システム上で出願情報に誤りがないこと及び入学考査手数料が納付されていることを確認した後、出願情報等を承認し、志願先高等学校長に出願情報等を送信する。中学校長等は、出願システム上で送信した出願情報等を志願先高等学校長が受け付けたことを確認した後、志願期間内に、志願先高等学校長に承認した志願者の調査書を書面で提出する。

⑷　志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に中学校長等に連絡する。中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願１週間前までを目途に志願先高等学校長に連絡し、調査書とともに受検上の配慮申請書を書面で提出する。

配慮内容は、志願先高等学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。

なお、希望する配慮事項が受検上の配慮申請書の「その他」に該当する場合、中学校長等は、志願者が志願先高等学校を決定する前に、各教育事務所を通じて富山県教育委員会に相談することができる。

⑸　中学校等の第２学年、第３学年のいずれか又は両方で、年間の欠席日数が30日程度以上ある者で、自己申告書の提出を希望する者は、調査書とともに自己申告書を、中学校長等を経て、志願先高等学校長に書面で提出することができる。

⑹　帰国生徒としての志願に当たっては、調査書とともに海外在住状況等説明書を、志願先高等学校長に書面で提出する。

なお、ここでいう帰国生徒とは、海外における在住期間が継続して２年以上の者で、志願時において帰国後３年以内の者等をいう。

⑺　外国人特別措置の適用を希望する外国籍を有する者は、調査書とともに外国人特別措置適用申請書を、出身中学校長等を通じて、志願先高等学校長に書面で提出することができる。

なお、外国人特別措置の適用対象者は、志願時において入国後６年以内の

外国籍を有する者とする。

⑻　県外及び海外からの志願者は、県外及び海外の中学校又はこれに準ずる学校を、令和９年３月までに卒業する見込みの者又は卒業した者で、次の条件のいずれかを備えていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。

ア　本人及びその保護者が本県内に居住していること。

イ　本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。

ウ　隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の高等学校に通学することが困難であること。

エ　その他特別な事情があること。

⑼　中学校等には、校長を委員長とする選抜資料作成委員会を設ける。

⑽　中学校長等は、志願者の調査書等を提出する際に、一般入学志願者名簿を書面で２部作成し、調査書とともに提出する。高等学校長は、このうち１部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

５　受検票の交付

高等学校長は、出願システム上で志願者に受検票を交付する。交付の日時は、富山県教育委員会が定めるものとする。志願者は、出願システムから受検票を印刷する。

６　学力検査

⑴　学力検査は、県下一斉に実施する。

⑵　検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（聞き取りテストを含む。）の５教科とし、各教科の配点は40点とする。

なお、英語聞き取りテストが中止となった場合、当該校では聞き取りテスト部分を除いて40点に換算する。

⑶　志願者は、志願した高等学校で学力検査を受けなければならない。

⑷　検査日は、令和９年３月９日(火)、３月10日(水)の２日間で、下に示す日程によって行う。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、この日程で実施することが困難な場合、高等学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができ

る。

<table>
<tr><td rowspan="2">第　1　日
3月9日(火)</td><td>9:30までにおいて
各高等学校長が定める時間</td><td colspan="2">9:30～10:20</td><td>10:40～11:30</td><td>11:50～12:40</td></tr>
<tr><td>出席調査及び諸準備</td><td colspan="2">社　会</td><td>国　語</td><td>理　科</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第　2　日
3月10日(水)</td><td rowspan="2">9:30までにおいて
各高等学校長が定める時間</td><td>9:30～9:45 ※</td><td>10:00～10:40</td><td>11:00～11:50</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">出席調査及び諸準備</td><td>聞き取り</td><td>筆　記</td><td rowspan="2">数　学</td></tr>
<tr><td colspan="2">英　語</td></tr>
</table>

※　英語聞き取りテストについては、９時30分から９時45分までの間に10分間程度で実施する。

⑸　外国人特別措置は、学力検査問題の漢字にふりがなを付すこととする。ただし、設問の都合上、ふりがなを付さない場合がある。

7　選抜の方法

⑴　高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された調査書等の資料、学力検査の成績等に基づいて、各高等学校の当該学科の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜する。

⑵　高等学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。

⑶　高等学校長は、選抜に当たって、調査書中の「学習の記録」の評定、「特別活動」の評価、その他の記録より算出した評定点（以下「調査書評定点」という。）と学力検査の成績とを対比し、同等に扱い、判定することを原則とする。ただし、調査書評定点又は学力検査の成績が、募集定員（推薦入学者選抜において合格内定の通知を受けた者及び全国募集による入学者選抜において合格が決定した者の数を除いた数）の上位10％以内にある場合は、調査書評定点又は学力検査の成績の一方により、判定することができるものとする。

⑷　高等学校長は、選抜に当たって、富山県教育委員会の承認を得て、専門学科及び普通科に設置されているコースの特色に応じて、調査書や学力検査の教科の配点の比重を変えることができる。

⑸　高等学校長は、選抜に当たって、「学習の記録」の評定及び「特別活動」

の評価を除く調査書中の他の記録についても審査する。

⑹　高等学校長は、選抜に当たって、調査書に理解が困難な事項があった場合には、該当の中学校長等に説明を求めることができる。また、富山県教育委員会に照会することができる。

⑺　高等学校長は、富山県教育委員会の承認を得て、各高等学校又は各高等学校の学科及びコースごとに、志願者に対し、面接や専門に関する実技検査等を行い、その結果を選抜の資料に加えることができる。

⑻　高等学校長は、選抜に当たって、第１順位志願を尊重するが、その学科における総合判定による順位の下位者よりも優れていると判定された第２順位志願者を合格させることができる。

⑼　高等学校長は、上記⑶～⑻に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

⑽　高等学校長は、入学が適当と認められる者の数が募集定員に満たない場合には、富山県教育委員会と協議のうえ、合格者数を募集定員内にとどめることができる。

⑾　帰国生徒の選抜に当たっては、高等学校長は、面接を実施し、その結果及び海外での経験等を十分考慮して行うものとする。

８　追検査

⑴　次のア、イのいずれかに該当し、学力検査の第１日、第２日の両日の全日程又は第２日の全日程を欠席した者のうち、下記⑵又は⑶の手続を行ったうえ志願先高等学校長からの許可を得た者は、追検査を受検することができる。

ア　インフルエンザ罹患等により別室における受検も困難な者

イ　やむを得ない理由のある者

⑵　追検査の受検を希望する者は、その旨を欠席した当日の正午までに、中学校長等を経て、志願先高等学校長に連絡するとともに、欠席理由を証明する書類を添えた追検査受検申請書を令和９年３月12日（金）午後３時までに、中学校長等を経て、志願先高等学校長に書面で提出する。

⑶　県外及び海外からの志願者で追検査の受検を希望する者は、その旨を欠席した当日の正午までに、志願先高等学校長に直接連絡するとともに、欠席理由を証明する書類を添えた追検査受検申請書（県外及び海外からの志願者

用）を所定の日時までに、志願先高等学校長に直接提出する。

⑷　追検査は志願先高等学校において、令和９年３月15日(月)に、下に示す日程によって行う。

<table>
<tr><td>9:30までにおいて各高等学校長が定める時間</td><td>9:30～10:20</td><td>10:40～11:30</td><td>11:50～12:40</td><td>12:40～13:40の間において各高等学校長が定める時間</td><td>13:40～13:55 ※</td><td>14:10～14:50</td><td>15:10～16:00</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出席調査及び諸準備</td><td rowspan="2">社　会</td><td rowspan="2">国　語</td><td rowspan="2">理　科</td><td rowspan="2">出席調査及び諸準備</td><td>聞き取り</td><td>筆　記</td><td rowspan="2">数　学</td></tr>
<tr><td colspan="2">英　語</td></tr>
</table>

※　英語聞き取りテストについては、13時40分から13時55分までの間に10分間程度で実施する。

⑸　その他、上記５、６、７を準用する。

９　合格者の発表

令和９年３月18日(木)午後０時30分に、出願システム上で行う。

10　その他

⑴　高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後２時現在で発表掲示する。

⑵　ここに定めるもののほか、一般入学者選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第２　全日制の課程推薦入学

１　対象学科及び募集人員

⑴　全日制の課程の別表２に掲げる普通科に設置されている各コース、専門学科及び総合学科において、推薦入学を実施する。

⑵　推薦入学による募集人員は、富山県教育委員会と協議のうえ、下記の範囲内で、各高等学校長が定める。

・普通科に設置されている各コース＜学級定員の50％以内＞（ただし、呉羽高等学校普通科音楽コース、富山北部高等学校普通科体育コースは60％以内）

・国際科及び国際交流科＜募集定員の40％以内＞

・専門学科（国際科及び国際交流科を除く。）＜募集定員の50％以内＞

・総合学科＜募集定員の40％以内＞

⑶　推薦入学を実施する学校は、富山県教育委員会と協議のうえ、学科及びコースの特色に応じて、２の志願資格⑷におけるａ、ｂ、ｃ、ｄの各項目別に募集人員等を明示することができる。

２　志願資格

中学校又はこれに準ずる学校を令和９年３月に卒業する見込みの者で、次の⑴～⑷の条件を満たし、中学校長等の推薦を得た者で、合格内定となった場合は、当該高等学校への入学を確約できる者とする。

⑴　当該学校、学科、コースを志望する動機が明白であり、目的意識を有すること。

⑵　当該学校、学科、コースに関する興味・関心があり、適性を有すること。

⑶　当該学校、学科、コースにおける各教科・科目の履修に必要な学力を有し、人物が優れていること。

⑷　次のａ、ｂ、ｃ、ｄいずれかに該当し、入学後の諸活動に成果が期待される者であること。

ａ　調査書の「学習の記録」が優良であること。

ｂ　専門に関する優れた能力又は実績があること。

ｃ　芸術、文化、体育のいずれかの分野において優れた能力又は実績があること。

ｄ　生徒会活動、社会奉仕活動等学校内外における自発的な活動に継続して積極的に取り組んだ実績があること。

３　志願期間

令和９年２月１日(月)から同月３日(水)までの間、毎日午前９時から午後４時までとする。ただし、２月３日(水)は正午までとする。

なお、郵送により調査書等を提出する場合は書留速達とし、２月２日(火)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

４　志願の方法

⑴　志願は、対象学科、コースのうち１校１学科又は１コースに限る。

⑵　志願者は、出願システムに出願情報を入力する。志願者は、 2,200円の入学考査手数料を納付する。

中学校長等は、出願システム上で出願情報に誤りがないこと及び入学考査手数料が納付されていることを確認した後、出願情報等を承認し、志願先高等学校長に出願情報等を送信する。中学校長等は、出願システム上で送信した出願情報等を志願先高等学校長が受け付けたことを確認した後、志願期間内に、志願先高等学校長に承認した志願者の調査書及び推薦書を書面で提出する。

⑶　志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に中学校長等に連絡する。中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願１週間前までを目途に志願先高等学校長に連絡し、調査書とともに受検上の配慮申請書を書面で提出する。

配慮内容は、志願先高等学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。

なお、希望する配慮事項が受検上の配慮申請書の「その他」に該当する場合、中学校長等は、志願者が志願先高等学校を決定する前に、各教育事務所を通じて富山県教育委員会に相談することができる。

⑷　県外及び海外からの志願者は、次の条件のいずれかを備えていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。

ア　本人及びその保護者が本県内に居住していること。

イ　本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。

ウ　隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の高等学校に通学することが困難であること。

エ　その他特別な事情があること。

⑸　中学校等には、校長を委員長とする推薦委員会を設ける。推薦委員会は、推薦入学に関する事項を取り扱い、被推薦者の決定は校長が行う。

⑹　中学校長等は、志願者の調査書等を提出する際に、推薦入学志願者名簿を書面で２部作成し、調査書とともに提出する。高等学校長は、このうち１部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

５　受検票の交付

高等学校長は、出願システム上で志願者に受検票を交付する。交付の日時は、

富山県教育委員会が定めるものとする。志願者は、出願システムから受検票を印刷する。

6　選抜の方法

⑴　推薦入学志願者については、面接を実施し、学力検査を行わない。

⑵　高等学校長は、特に必要と認める場合は、志願者に作文、専門に関する実技検査等を課すことができる。

⑶　高等学校長は、中学校長等から提出された調査書、推薦書等の書類並びに面接等の結果を資料として総合的に判定し、合格内定者を決定する。

⑷　面接等は、令和９年２月９日(火)午前９時から、志願先高等学校において、当該高等学校長が定める日程によって行う。

⑸　高等学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。

⑹　高等学校長は、選抜に当たって、調査書、推薦書等に理解が困難な事項があった場合には、該当の中学校長等に説明を求めることができる。また、富山県教育委員会に照会することができる。

7　合格者の発表

⑴　合格内定の通知

ア　令和９年２月15日(月)午前10時に、出願システム上で行う。

イ　合格内定の通知を受けた者は、他の公立高等学校を志願することができない。

ウ　高等学校長は、推薦入学選考結果通知書を令和９年２月15日(月)の午前10時から正午までの間に投函(かん)し、郵送することにより、選考結果を中学校長等に通知する。

⑵　合格者の発表

合格内定の通知を受けた者について、令和９年３月18日(木)午後０時30分に、出願システム上で行う。

8　合格内定とならなかった者の扱い

⑴　推薦入学に志願し、合格内定とならなかった者は、この募集要項に定める各課程の選抜についての手続により、改めて志願することができる。その際、

志願先高等学校が全日制の課程の場合は、入学考査手数料が免除される。

⑵　改めて志願する場合にも、出願システムに出願情報を入力するものとする。

9　その他

⑴　高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後２時現在で発表掲示する。

⑵　ここに定めるもののほか、推薦入学者選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第３　全日制の課程第２次選抜

1　第２次選抜実施校の決定

富山県教育委員会は、全日制の課程一般入学者選抜（以下「第１次選抜」という。）の合格者の発表後、第２次選抜を行う学校、学科及び募集定員を決定し、令和９年３月18日(木)に発表する。

2　志願資格

志願できる者は、「第１　全日制の課程一般入学」の定めに基づいて志願し、５教科の学力検査を受検した者に限る。ただし、既に合格が決定した者は志願することができない。

3　志願期間

令和９年３月19日(金)及び同月23日(火)の両日とし、両日とも午前９時から午後４時までとする。

なお、郵送により必要な書類を提出する場合は書留速達とし、３月23日(火)午後４時までに志願校に必着とする。

4　志願の方法

⑴　志願者は、出願システムに出願情報を入力する。

中学校長等は、出願システム上で出願情報に誤りがないことを確認した後、出願情報等を承認し、第２次選抜志願先高等学校長に出願情報等を送信する。

⑵　志願は、１校１学科に限る。ただし、第２順位志願については、第１次選抜に準ずる。また、第１次選抜で志願した高等学校の同一学科を志願することはできない。

⑶　志願に際して、中学校長等は、第２次選抜志願先高等学校長に、第２次選抜志願者名簿を書面で２部作成して直接提出する。第２次選抜志願先高等学校長は、このうち１部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

また、中学校長等は、令和９年３月23日(火)午後４時までに、第１次選抜志願先高等学校長に、第２次選抜志願者名簿を書面で２部作成して直接提出する。第１次選抜志願先高等学校長は、このうち１部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

⑷　県外及び海外からの志願者で第２次選抜に志願する者は、所定の日時までに、第２次選抜志願先高等学校長に第２次選抜申請書を、第１次選抜志願先高等学校長に第２次選抜志願についての申請書をそれぞれ書面で提出する。

５　学力検査

学力検査は、実施しない。

６　選抜の方法

⑴　第２次選抜志願先高等学校長は、第１次選抜志願先高等学校長から提出を受けた学力検査の成績と調査書等によって選抜する。

⑵　上記⑴のほか、「第１　全日制の課程一般入学」の７を準用する。

７　合格者の発表

令和９年３月26日(金)午後０時30分に、出願システム上で行う。

８　その他

第２次選抜合格者で、第１次選抜に志願した高等学校において補欠入学を認められた者は、第１次選抜志願先高等学校への入学を優先させる。

第４　全国募集

１　募集定員

募集定員は、別表１の１のとおりとする。

２　志願資格

現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者で、次の⑴～⑸の条件をすべて満たしていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。

⑴　富山県外（日本国内）の中学校又はこれに準ずる学校を、令和９年３月に卒業する見込みの者又は卒業した者であること。ただし、南砺平高等学校については、岐阜県の白川村立白川郷学園に在学し、同校を卒業する見込みの者又は卒業した者は除く。

⑵　志願する高等学校への入学を強く希望し、志願理由が明確であること。

⑶　合格となった場合は、入学を確約できる者であること。

⑷　志願者及び保護者が富山県外に居住していること。

⑸　志願者が入学以降、保護者を伴わず富山県内に居住すること。

３　志願期間

令和９年２月１日(月)から同月３日(水)までの間、毎日午前９時から午後４時までとする。ただし、２月３日(水)は正午までとする。

なお、郵送により調査書等を提出する場合は書留速達とし、２月２日(火)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

４　志願の方法

⑴　志願は、１校１学科に限る。

⑵　志願を許可された者は、他の公立高等学校へ志願することができない。

⑶　志願者は、出願システムに出願情報を入力する。志願者は、 2,200円の入学考査手数料を納付する。

中学校長等は、出願システム上で出願情報に誤りがないこと及び入学考査手数料が納付されていることを確認した後、出願情報等を承認し、志願先高等学校長に出願情報等を送信する。中学校長等は、出願システム上で送信した出願情報等を志願先高等学校長が受け付けたことを確認した後、志願期間内に、志願先高等学校長に承認した志願者の調査書を書面で提出する。

⑷　志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に中学校長等に連絡する。中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願１週間前までを目途に志願先高等学校長に連絡し、調査書とともに受検上の配慮申請書を書面で提出する。

配慮内容は、志願先高等学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。